

2018年5月29日

中間報告

「グローバル時代にふさわしい民事司法基盤の確立のために」

国民とともに民事司法改革を推進する議員連盟

会長 河村建夫

幹事長 柴山昌彦

事務局長 三宅伸吾

第1. 現状と課題

- 我が国の司法は2001年以來の「司法制度改革」により、様々な制度整備・運用改善がなされ、また、現在も改善に向けた更なる取組みが進められている。

しかし、国民、企業にとって利用しやすく頼りがいのある司法環境の観点からは、未だ大きな課題が残る。特に、グローバル化とデジタル革命に代表される急速な社会変化に対応した民事司法を確立するためには一層の改革・改善が求められる。

- 本議連は、本年3月19日の設立総会の開催後、①司法アクセスの拡充、②権利救済の実効化、③国際民事紛争における日本の司法の役割強化、④国際民事紛争における日本の法曹の役割強化の4分野で勉強会を重ね、議論を深めた。

(設立趣旨、役員、検討課題は別紙のとおり)

第2. 勉強会の報告概要

各勉強会における講師報告の概要は以下のとおりである。

(開催日程、テーマ、講師、参加者等は別紙のとおり)

**第1勉強会**：司法アクセスの拡充（座長・盛山正仁、副座長・藤原崇）

- 司法制度改革審議会・意見書の公表後、2006年、2011年、2016年の3度にわたり行われた「民事訴訟利用者調査」では、改革の成果も一部にみられるが、「利用者の満足度」は全体として向上せず、内訳を見ると自然人と小企業からの評価が経年的に低減している。

訴訟費用の低・定額化、弁護士費用保険の拡充、民事裁判手続きのIT化、民事法律扶助の給付制・負担制の導入、情報提供の促進及び法教育の推進等が今後の課題である。また、利用者から見た制度改革・改善の効果を組織的・継続的に計測・検証して反映するための「検証体制の整備」とともに、民事司法改革の推進体制を内閣の下に整備する必要がある。

**第2勉強会**：権利救済の実効化（座長・古川俊治、副座長・井野俊郎）

- 日本の民事訴訟の証拠収集制度は英米法圏と比較すれば、真実発見という点では極めて不十分である。我が国の司法制度を前提に企業等が情報・資料管理をしていることが、国際紛争等に巻き込まれた際の対応やコンプライアンス面での管理能力の不十分さにつながっており、権利侵害の公正な実態解明のための情報・証拠収集制度の充実を図るべきである。

実効性ある改革という観点からは、米国ディスカバリーを参考にした一連の関連制度のセット導入が一つの解決策として考えられる。ただ、顕在化している証拠だけを求める日本の「金魚すくい方式」から、証拠探知のために幅広く情報を集める米国等の「地引き網方式」に移行することは現行実務の大転換となる。このため、我が国制度と英米法圏制度の中間的制度の導入も検討課題と考えられる。

- 現在の実務では、損害賠償は「被害者と加害者の間の損害の公平な分配（過失相殺による補償の減額）」、「具体的被害者を基準とした実損主義」に基づくため、不法行為により他人の権利を違法に侵害して得た利益（侵害者利益）を吐き出させて権利者に与えることが困難である。その結果、知的財産権や名誉・人格権に対する侵害が恒常化している。

その解決のため、①権利の価値の保障という観点から、侵害者利益を吐き出させ、その利益を権利者に与える法定の損害賠償制度の創設（当面、喫緊の対応が必要な分野限定の特別法）、②抽象的損害計算の許容等が考えられる。

**第3勉強会**：国際民事紛争における日本の司法の役割強化

（座長・城内実、副座長・阿達雅志）

- 海外進出した日本企業の競争法分野のリスク対応が急務となる中、企業が「防衛」のために依頼した弁護士とのやり取り（コミュニケーションの記録）が公正取引委員会によって使われ、「攻撃」の武器と化すようでは、実質的手続保障にはならない。これを防ぐため、事業者の法的地位・権能として、とりわけ独占禁止法分野における「秘匿特権」が必要となる。弁護士とのコミュニケーション以外の資料によって実態解明は可能であり、「秘匿特権」が実態解明を妨げるものではない。JASRAC 事件判決は、制度創設への消極判断の根拠とはならない。
- 我が国の知財訴訟は特許権者の勝訴率が低く、損害賠償額も低い。結果、日本が訴訟地として魅力がないと評価され、知財訴訟件数は近時、減少している（知

財裁判の空洞化)。現状の解決のため、①裁判所と特許庁の機能再配分による特許の有効性確保、②日本版ディスカバリー等による侵害認定の円滑化、③賠償額の引上げ・法定賠償制度の導入、④悪質な権利侵害者に対する3倍賠償制度の導入、⑤知財裁判の可視化(審理の内外への公開促進)等が考えられる。

#### **第4勉強会**：国際民事紛争における日本の法曹の役割強化

(座長・左藤章、副座長・小林鷹之)

- 日本の民事司法制度の国際的な存在感(ソフトパワー)を高めるには、①アジアにおける法制度整備支援(基本法分野以外への支援分野の拡大やビジネススクールとの連携を含む)、②我が国における国際仲裁の活性化のための基盤整備と人材の養成、③アジア諸国の外弁参入規制の緩和、④豊富なビジネス法務の経験を有し、外国政府のアドバイザーを務めるような高度人材の輩出、④語学能力・コミュニケーション能力・交渉力に長けた司法人材の養成等が課題である。

### 第3. まとめ

設立趣意書、設立総会開催時の基調講演、上記各勉強会での各報告及びそれに続く質疑等を踏まえ、本議連は今後、詳細な制度設計等の検討を進め、設立趣旨の実現を目指す。その際の基軸は以下のとおりである。

国民や企業が利用しやすく、頼りがいのある司法は品格ある国家として必須の社会インフラである。

このため、

訴訟費用や民事法律扶助に関する当事者の経済的負担の軽減策を含む司法アクセスの拡充、権利の実現に対する裁判官など法曹のより積極的な姿勢の涵養、裁判のIT化の推進、知的財産権分野等をはじめとする民事紛争における権利侵害の公正な実態解明に向けた情報・証拠収集手続きの充実及び権利侵害者に利得を残さない損害賠償制度の導入、司法判断の履行確保のための制度整備など権利救済の実効化のための取組み、独占禁止法における課徴金制度と手続保障の整備、東京、大阪等における仲裁、調停拠点整備を含む国際仲裁、調停の活性化に向けた基盤整備のための取組みの継続・強化、法教育の推進、弁護士業務の生産性向上等を進める。

上記の確実な実現等のため、

利用者の視点から継続的に制度評価・検証を含む民事司法改革推進の体制を内閣の下に整備することを含め、推進体制の在り方の検討を政府に強く求

めるとともに、我が国法曹の国際競争力強化を含む司法分野の人的・物的基盤の強化を図る。

政府の取組みと併せて、我が党に、民事司法改革のための専門組織を設置するとともに、関係諸団体が組織する民事司法改革に関するフォーラム、経済界等とも連携し、国民とともに民事司法改革を強力に推進する。

以上